



国情議収第1号
平成27年6月8日



国立市長
佐藤 一夫 様

国立市情報公開及び
個人情報保護審議会

会長 只野 雅人



中間答申書

平成27年4月14日付け国行情発第7号により諮問のありました下記事項について、当審議会の意見を以下のとおり中間答申として取りまとめましたので、ご報告いたします。

記

1 諮問事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う国立市個人情報保護条例の一部改正について

2 諮問理由

市が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保し、並びに保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講じるため。

3 当審議会の意見

担当部局より参考資料として、国立市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の改正素案とともに、改正をめぐる主要な論点と同素案における考え方（「個人情報保護条例改正素案に係る検討事項」）が提示された。当審議会では、提示さ

れた各論点（（１）～（５））に加え、条例の改正素案全般について検討を行った。

検討の結果、当審議会は、提示された改正素案は妥当であると考えているが、下記の（５）については、なお一層の検討を望みたい。また、制度の運用に当たり、要望したい事項がある。

（１）個人情報の定義（第２条第１号）

現行の条例では、個人事業主の事業に関する情報は、「個人情報」には含まれないものとしているが（第２条第１項ただし書）、条例の改正素案では、この除外規定を削除することとしている。法人番号が付番されないために個人番号を用いることになる個人事業主の特定個人情報を条例の保護対象とするものであり、個人情報保護に資する適切な対応といえる。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）では死者の情報を保護対象とはしていないが、条例の改正素案では除外規定を設けず、引き続き死者の情報も保護対象として扱うこととしている。死者の個人情報は一般に遺族等生存者の個人情報と同視できることからすれば、個人情報保護に資する適切な対応といえる。

（２）個人情報ファイルの作成（第１１条）

条例第１１条は、個人情報ファイルの作成に当たり、実施機関に対し当審議会への諮問を義務付けている。条例の改正素案では、番号法に係る特定個人情報についても、除外規定を設けることなく、当審議会の諮問対象とすることとしている。法令の規定により実施しなければならない事項についても慎重な手続を踏むものであり、個人情報保護に資する適切な対応といえる。

（３）結合等の禁止（第１２条）

条例第１２条は、電子計算組織を利用した個人情報の結合等につき、実施機関に対し当審議会への諮問を義務付けている。条例の改正素案では、個人情報ファイルの作成の場合と同様、特定個人情報についても、除外規定を設けることなく、当審議会の諮問対象とすることとしている。（２）と同様に、法令の規定により実施しなければならない事項についても慎重な手続を踏むものであり、個人情報保護に資する適切な対応といえる。

（４）提供先への訂正の通知（第２３条の２）

条例の改正素案では、番号法の施行に伴い情報提供等記録の訂正に係る提供先への通知の規定を新設することに併せて、その他の個人情報の訂正についても提供先への通知の規定を設けることとしている。自己情報の訂正がなされた

場合に提供先にも通知を行うことは、訂正請求制度の趣旨に適い、本人の利益に資するものであり、適切な対応といえる。

(5) 事故発生時の本人への通知等（第39条の2）

条例の改正素案では、実施機関が保有する個人情報の漏えい等の事故発生時に、本人への通知等を実施機関に義務付ける規定を新設することとしている。担当部局からは、事故発生時の本人への通知等は、これまでも実務上実施されてきたとの説明があった。実施機関として必要な措置であり、それを義務として明文化することは適切な対応であるといえる。また、対象を特定個人情報に限定せず、広く「個人情報」を対象としており、個人情報保護に資する適切な対応といえる。

ただし、漏えい等事故発生時の本人通知の対象となる「個人情報」を、実施機関が保有するものに限っていることについては、なお検討の余地があると思われる。本年3月16日に国立市議会で採択された陳情（陳情第4号）では、「国立市の個人情報が市の内外を問わず漏えいした場合」に通報を行う規定を設けることが求められている。第39条の2の新設は、この陳情に対応したものであるが、実施機関以外の者が保有する個人情報の管理については、その管理者が本来責任を負うべきであること、実施機関による十分な情報の収集や独自の調査が難しいことなどを考慮し、通知の対象となる「個人情報」を実施機関が保有するものに限ることとしている。

上記の点からすると、通知対象を限定したことにも相応の理由がある。とはいえ、実際には、個人情報の提供先からの漏えいが発覚し、調査が進む中で国立市民の個人情報が漏えいしたことが疑われる、といった事態が生じることも十分に想定される。こうした事態に際し実施機関が十全な対応を採ることは容易ではないと思われるが、少なくとも、何らかの対応を考えておく必要がある。

条例第12条第4項及び第5項に基づき適切な調査等の対応を行うことに加え、漏えいが特定できた場合には本人通知を行うことなども考えられよう。また、日頃より、可能な範囲で情報の収集を行うことも必要であろう。このような対応は、条例第3条第1項にいう「個人情報の保護に関して必要な措置を講ずる」責務に含まれていると見ることもできる。

条例の改正素案第39条の2の趣旨は十分に理解できるが、特定個人情報の保護をめぐる制度の動向も踏まえ、更にどのような対応が可能であるか、引き続き検討を望みたい。

(6) その他

条例の改正素案について、上記以外に関しても検討を行ったが、当審議会と

しては特段の問題はないと考えているところである。

(7) 制度の運用についての留意事項

番号法については、大きな制度変更であり、また、情報提供ネットワークシステムを通じて異なる機関の間における特定個人情報の情報連携を行うことを原則とすることから、個人情報の保護、特に個人情報の管理を含めた情報セキュリティ対策に万全を期すとともに、市民が自己の特定個人情報の授受の記録等を確認することができる仕組みである情報提供等記録開示システム等を含め、制度について市民に対し十分な周知がなされ、かつ、情報機器の操作等が不慣れな市民にも十分な対応がなされるよう配慮されたい。また、行政サービスが支障なく提供されるよう配慮されたい。